

令和7年度 高井田中学校校内規定

1 日常生活について

① 時程

		通常(50分)	短縮(45分)
予	鈴	8:30	8:30
朝	読	8:35~ 8:45	8:35~ 8:45
S	H R	8:45~ 8:50	8:45~ 8:50
1	限	8:50~ 9:40	8:50~ 9:35
2	限	9:50~10:40	9:45~10:30
3	限	10:50~11:40	10:40~11:25
4	限	11:50~12:40	11:35~12:20
給	食	12:40~13:15	12:20~12:55
予	鈴	13:30	13:10
5	限	13:35~14:25	13:15~14:00
6	限	14:35~15:25	14:10~14:55
清	掃	15:25~15:40	14:55~15:10
終	礼	15:40~	15:10~
一 般 下 校		16:00	15:30

② 絶対下校

・クラブ活動や委員会活動、生徒会活動など学校が認めた活動については絶対下校の時間までは校内での活動を認める。時間については以下の通りである。

2月~10月	11月~1月
17:30	17:15

③ 登校

- ・8:35分のチャイムが鳴り始めた時点で自分の席に座っていない場合は遅刻となる。
- ・8:30分の予鈴までに登校し、朝の読書を始めていきましょう。
- ・欠席、遅刻、早退は保護者から直接学校へ連絡してもらうこと。
- ・遅刻の時はインターホンで『学年・クラス・氏名』を伝える。職員室で入室許可証をもらい教室の先生に渡す。

④ 授業

- ・授業は自分のためにも、みんなのためにも静かに受けること。
- ・トイレ、教室移動は休憩時間内に行い、チャイム着席をすること。
- ・許可なく教室から出ないこと。
- ・授業開始のチャイムが鳴り始めた時点で自分の席に座っていない場合は遅刻となる。

⑤ 昼食

- ・給食は、自分の教室で食べることに。
- ・給食がない日で、昼食を購入する場合は、必ず登校前に準備すること。登校後は購入することができない。(クラブ活動も同様)
- ・購入の際は弁当に準ずるものを購入すること。(おにぎりやパン)
- ・給食時間終了のチャイムが鳴るまでは、各自の教室で過ごすこと。

⑥ 服装・持ち物

- ・学校指定の制服を着用。制服の変形は認めない。
- ・始業式や終業式など『式』にはブレザーを着用すること。(7・8月は除く)
- ・防寒具として、学校指定のウィンドブレーカー、マフラー(ネックウォーマー)、手袋、ベスト、セーター、カーディガン(華美でないもの)を許可します。
(登下校の際は、学校指定の制服を着用すること)
- ・通学靴は運動に適したものを履くこと。
- ・学校指定のカバンを使用すること。荷物が多い時は、他のカバンの併用を許可します。
- ・衛生上、ポロシャツの下には肌着を着用しましょう。(アンダーシャツの着用可)
- ・靴下について特に指定はありませんが、入学式・卒業式など『式』がつく行事ではフォーマルを意識した白・黒・紺・グレーを着用しましょう。
- ・冬場、防寒のためにタイツ類の着用を許可します。
- ・スカート丈は膝にかかる程度の長さにする。

⑦ その他

- ・登校後に許可なく校外に出ることは禁止です。
- ・緊急時以外の保健室の利用は休憩時間を原則とします。
- ・職員室に用件があるときは、扉付近で自分の名前と用件を大きな声で言きましょう。

2 生活規定

- ・自転車通学は原則禁止。(懇談で来校する時も禁止)
- ・風紀を乱さず、清潔な髪を保つこと。授業中、長い髪の方は束ねるなど授業の邪魔にならないようにしましょう。(奇抜な髪型、パーマ、染色、脱色、エクステ等は禁止です)
(※わからない時や、事情がある場合はいつでも先生に相談して下さい)
- ・装飾品(ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、派手なヘアゴムや髪留め、ミザンガ、時計、付け爪等)、化粧、ネイルなども禁止です。
- ・不必要なお金、貴重品、スマホ、その他、学習に必要なでないものは持ってこない。
(※学校で預かった物品は、原則保護者に返却します)
- ・器物損壊、暴力行為などに対しては厳しく対処する。【別紙の問題行動への対応チャート参照】
- ・学校に用件があるときは放課後等であっても学校指定の服装で来校すること。
- ・登下校時は交通マナーを守ること。

5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

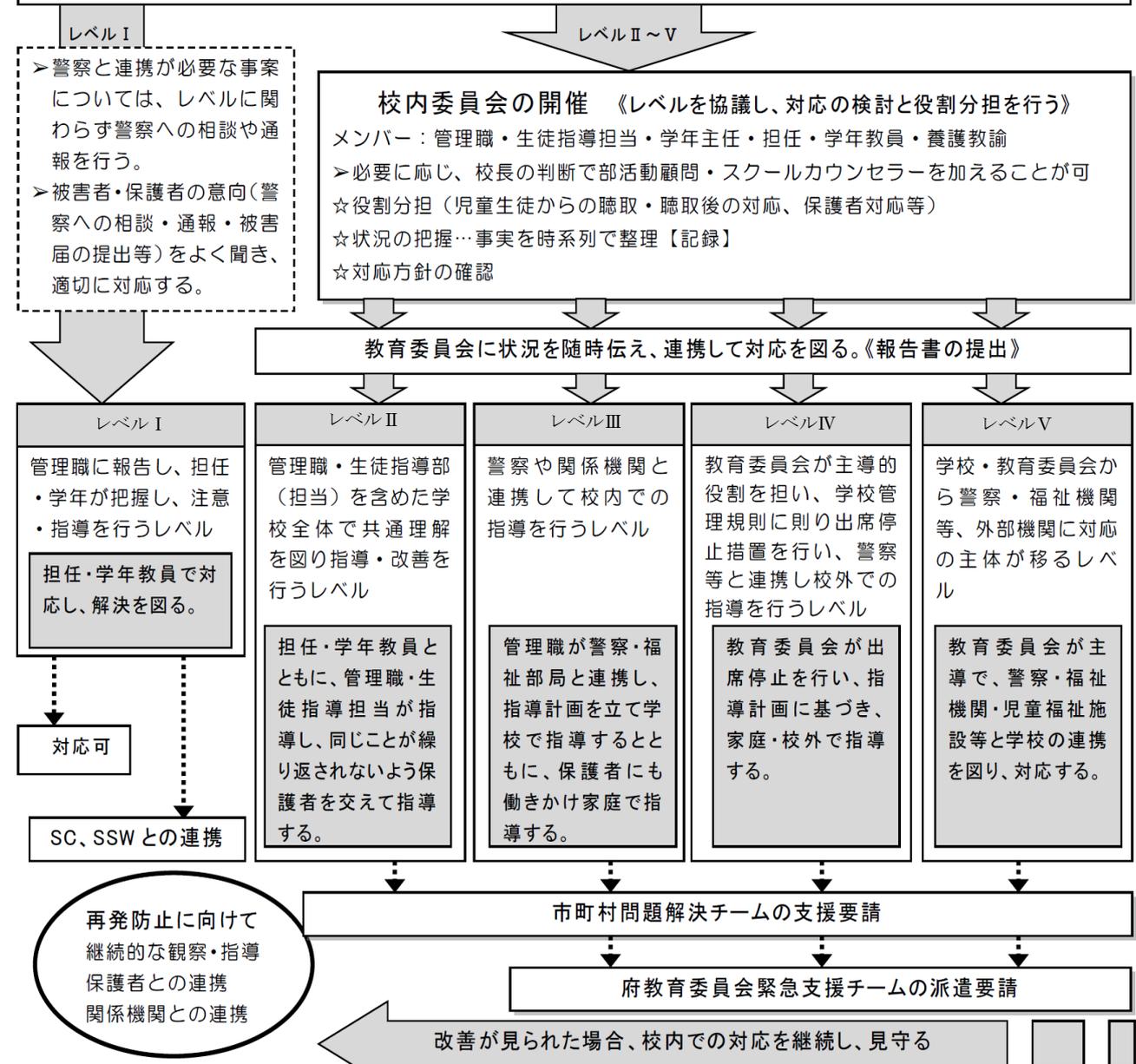
大阪府教育委員会資料に基づき作成

ねらい

■児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。

- ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
- ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
- ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

■問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



留意事項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切にし、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。